

障がい者の軽自動車税(種別割)を減免

問市民税課 ☎922-1049 ㊟920-1502

一定以上の障がいがある人のために使用する軽自動車の軽自動車税(種別割)を減免します。軽自動車税(種別割)以外の自動車税(種別割)の減免については越谷県税事務所(☎962-2191)へ。減免は、普通自動車などを含め、障がい者1人につき1台まで。

■対象要件 (①または②に該当)

- ①障がい者本人または障がい者と生計を一にする人が、軽自動車を所有し運転する
- ②障がい者のみで生活する人が軽自動車を所有し、常時介護する人が運転する

㊟5月上旬に郵送する納税通知書に減免の申請書が封入されている人は、同封の案内に従って手続きをしてください。新たに減免を希望する人は、申請書を郵送しますので市民税課に問い合わせてください。手続きは5月31日(火)までに同課へ。

※車の所有者または運転者が障がい者と別住所の場合は、健康保険証や源泉徴収票など生計を一にすることが分かる書類、運転者が常時介護する人の場合は常時介護の誓約書などが必要です。減免の対象となる障害等級や必要書類の詳細は、市ホームページまたは市民税課へ問い合わせてください。

国の仕事に関する相談は行政相談委員へ

問広聴相談課 ☎922-0566 ㊟922-3173

行政相談は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱した行政相談委員が、担当行政機関とは異なる立場から行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進し行政の制度や運営の改善に生かす仕組みで、皆さんの声が国の行政運営に役立ちます。難しい手続きは不要です。相談は無料、相談者の秘密は固く守ります。どうぞお気軽にご相談ください。

■定例相談会

第2金曜日午後1時30分～4時。市役所西棟市民相談室で。

■市内の行政相談委員宅への電話相談

- 醍醐洋子委員 (氷川町 ☎925-1930)
- 中村久夫委員 (中根3丁目 ☎936-0054)
- 山川邦子委員 (栄町2丁目 ☎931-8689)
- 竹村博之委員 (遊馬町 ☎925-4151)
- 山口久男委員 (遊馬町 ☎925-0795)

■総務省関東管区行政評価局(きくみみ埼玉)

「行政苦情110番」 ☎0570-090110 ㊟048-600-2336
インターネット相談は「行政相談受付」で検索。

令和4年度も発行! 草加市プレミアム付商品券

問産業振興課 ☎922-3073 ㊟922-3406

取扱事業者
募集

草加市プレミアム付商品券の発行に先立ち取扱事業者を募集します。換金手数料などの費用は一切不要です。また、昨年度の取扱事業者へは5月6日(金)に案内を発送します。

- 募集期限 1次受付: 5月9日(月)～31日(火)
2次受付: 6月1日(水)～7月22日(金)

※1次受付者は、全戸配布する冊子に掲載。

㊟実行委員会ホームページ(QRコード)または産業振興課、草加商工会議所ほかで配布する申込書(実行委員会ホームページからも入手可)をファクス(㊟048-227-2567)で同実行委員会へ。



申し込みに関する問い合わせ

令和4年度草加市プレミアム付商品券実行委員会
(草加市商店連合事業協同組合内)

☎928-8121

受付時間:
平日午前10時～午後4時

野良猫の不妊去勢手術費の一部補助

問5月9日(月)～11月30日(水)に暮らし安全課へ。

☎922-3642 ㊟922-1030 ㊟kurashianzen@city.soka.saitama.jp

不幸な猫を減らすため、野良猫や地域猫の不妊去勢手術費用を一部補助します。なお、飼い猫の不妊去勢手術は補助対象外です。

■対象(全てを満たす場合)

- ・市内に生息するが飼い主がない、または地域住民が適切に管理している猫
- ・申請者が市内在住者
- ・耳カット処理
- ・指定協力病院(市ホームページで確認可)での不妊去勢手術



■補助額(期間内申請者1世帯につき5匹が限度)

去勢(オス)…7000円 不妊(メス)…9000円

夢をかたちに! 草加で創業

創業ガイダンス&創業塾

問草加商工会議所 ☎928-8111 ㊟928-8125

▶ 申込フォーム



創業ガイダンス ～創業についてじっくり考える～

創業に必要な心構えやポイント、創業塾の内容などを紹介。

- 日時 5月18日(水)午後6時30分～9時30分
- 会場 オンライン(zoom) ■申込期限 5月15日(日)

創業塾

創業計画の立て方など創業に必要な知識を集中的に学びます。創業塾履修者は、法人設立時の登録免許税の軽減や融資利子の一部補助などの特典が受けられます。

- 日時 6月1日・8日・15日(水)と6月25日、7月2日(土)
- 会場 オンライン(zoom) ■定員 15人
- 受講費 教材費等込み5000円(最終回のみ参加は2000円)
- 申込期限 5月25日(水)

申込方法 申込みフォーム(QRコード)または草加商工会議所、産業振興課ほかで配布する申込書をファクスで同会議所へ。

■手続き方法

- ①手術前に暮らし安全課へ事前協議書を提出
- ②手術後に手術前後(耳カット処理が分かるもの)の猫の写真、手術費の領収書の写しを添付した交付申請書を提出

■補助利用者へ捕獲用罠を最長14日間貸し出します(要予約)

■注意点

- ・事前協議書受理日の翌日から90日経過または11月30日(水)までに交付申請書の提出がない場合は無効となります。
- ・病院の都合により手術を受けられない場合があります。
- ・不妊去勢手術を行った猫はできるだけ適切に飼育できる飼い主を見つけてください。市は生きている猫の引き取りは行いません。
- ・予算の執行状況により、期間内でも予算に達し次第締め切ります。また、受付の一時見合わせや件数の制限を設ける場合があります。

5月16日(月)
から

新庁舎建設工事に伴い変更します

- ・市役所本庁舎西棟入口を南側に
- ・障がい者等用駐車場は第2駐車場へ

新庁舎建設工事に伴い、5月16日(月)から出入口を南側のみになります。車いす利用者の出入口も南側です。また、障がい者等用駐車場は第2駐車場1階に移設します。ご理解とご協力をお願いします。

問庁舎駐車場について…資産活用課 ☎922-1798 ㊟924-3739

工事について…庁舎建設室 ☎922-1060 ㊟922-1062

